

欧洲評議会と欧洲人権条約の連結構造

——ロシアの欧洲評議会除名に伴う欧洲人権条約への法的影響——

徳川信治*

目 次

1. はじめに
2. 欧洲評議会除名と欧洲人権条約
3. 欧洲評議会除名後のロシアの態度
4. まとめにかえて

1. はじめに

2022年2月に始まったロシアとウクライナの間において生じた紛争は、2025年9月現在においてもその終息の様相は見えてはいない。この紛争に対して各国そして国連をはじめ国際機関が非難するところである。2022年2月24日にロシアが特別軍事作戦としてウクライナへの侵攻を開始する前にこれを阻止しようと動いていた国際機関があった。その一つ欧洲評議会は、当時ロシアも加盟する地域的国際機関である。同年2月15日欧洲評議会閣僚委員会議長・議員総会議長及び事務局長の三者の共同で、加盟国間における紛争の可能性に懸念を表し、ウクライナの主権と領土保全に対する支持を表明しつつ、「欧洲評議会規程、及びすべての欧洲評議会加盟国が尊重し、支持し、実施する義務を負っている欧洲人権条約に定められた原則に基づいて尊重」し、「対話」によって問題を解決することを求める声明

* とくがわ・しんじ 立命館大学法学部教授

を発していた¹⁾。

しかしながらロシアは侵攻を開始し、これに対して、欧州評議会（以下、評議会とする）は、即日閣僚委員会名で当該行為が国際法違反であると非難し即時中止するよう決議した²⁾。翌日には、欧州州評議会規程（以下、規程とする）8条に基づき、ロシアの代表権を停止する措置をとった³⁾。しかしながら、ロシアは侵攻を継続したため、3月10日閣僚委員会は、議員総会に対してロシアの評議会加盟国の地位の存続について諮詢した。他方ロシアは、この評議会側の動きに対して、同日脱退の意向を非公式に、そして議員総会の議決前である15日午前に評議会が「NATO や EU が反ロシア政策の道具に変質させ、平等な対話という原則を放棄した」機関となったと主張して、評議会脱退を規程7条に基づき事務総長に通告したのである⁴⁾。議員総会は、かかる状況下15日午後に「国連憲章に違反し、国際軍事裁判所憲章（ニュルンベルク憲章）に基づく『平和に対する罪』に該当し、1974年に採択された国連総会決議3314 (XXIX) の条項に基づく『侵略』を構成」し、かつ「欧州評議会規程3条の重大な違反であり、ロシア連邦が欧州評議会加盟時に受け入れた義務と約束（国際紛争及び国内紛争を平和的手段で解決すること、近隣諸国に対するいかなる武力の脅威も断固として拒否すること、近隣諸国を‘Near Abroad’と呼ばれる特別影響圏として扱う概念を非難することなど）に違反する」として、「閣僚委員会がロシアに対し、欧州評議会から即時に脱退することを要請すべきであると考える。ロシアがこの要請に応じない場合、総会は、閣僚委員会がロシアが評議会の加盟国としての地位を

1) ‘Council of Europe leaders make joint statement on Ukraine’, *Newsroom*, at <https://www.coe.int/en/web/portal/-/council-of-europe-leaders-make-joint-statement-on-ukraine> (最終閲覧日2025年9月5日)

2) CM/Del/Dec(2022)1426bis/2.3 (24 February 2022).

3) CM/Del/Dec(2022)1426ter/2.3 (25 February 2022).

4) この通告には、人権条約の廃棄通告も含まれている。‘The Russian Federation Is Excluded from the Council of Europe’, *Newsroom*, 16 March 2022, available at www.coe.int/en/web/portal/-/the-russian-federation-is-excluded-from-the-council-of-europe (最終閲覧日2025年9月5日)

失わせることができる直近の日付を決定することを提案」する意見を全会一致で閣僚委員会に対して送付した⁵⁾。これを受け、翌16日に閣僚委員会は、規程7条に基づくロシアの脱退通告によって当委員会の判断が左右されないと、規程8条に基づき即時除名を決定した⁶⁾。これによってロシアは、16日即日評議会加盟国の地位を喪失したのである。

脱退手続に関し、規程7条と規程8条を切り離して、上述の対応を評議会機関がとったことは、国際機関としての評議会と加盟国との関係が、つまり除名と脱退では、その後の法的・政治的意味合いが異なることを示唆しており、国際機関である評議会が主導権を握ろうとする考え方を見え隠れするように思われる。ただ、あえて閣僚委員会が即日除名を政治的に判断した結果、評議会加盟国のみに開かれた欧州人権条約（以下、人権条約とする）に基づき設立された欧州人権裁判所（以下、裁判所とする）は、人権条約のロシアへの適用についての法的判断が直ちに迫られた。国際裁判所と加盟国との関係を念頭に置きながら、本件について整理して検討を試みたい。

2. 欧州評議会除名と欧州人権条約

(1) ロシアの欧州評議会除名と欧州人権条約58条

2022年2月ロシアの侵攻に対し、ウクライナは、2月28日ロシアを相手に裁判所に提訴した⁷⁾。翌3月1日には裁判所は、ロシアに対して、進行中の軍事行動は、人権条約2条（生命に対する権利）、3条（拷問及び非人道的若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の禁止）、並びに8条（私生活及び家族

5) PACE, Consequences of the Russian Federation's Aggression against Ukraine, Opinion 300 (15 March 2022). この決議により即時に行うのはロシアによる脱退「通告」であり、規程上は7条によって最低でも3か月の予告期間をもって脱退するものとなっている。これを通告国は自主的に放棄できない。

6) Committee of Ministers, the Cessation of the Membership of the Russian Federation to the Council of Europe, CM/Res(2022)2 (16 March 2022).

7) Ukraine v. Russia, Applications no. 11055/22.

生活の尊重の権利)に基づき、人権条約で保障されている民間人の権利の重大な侵害の現実的かつ継続的な危険を構成すると判断した。その上で裁判所規則39条に基づき、裁判所はロシア政府に対し、住宅、緊急車両、その他特別に保護される民間施設を含む民間人及び民間施設への軍事攻撃を控え、ロシア軍による攻撃又は包囲下にある地域内の医療施設、職員、及び緊急車両の安全を直ちに確保するよう暫定措置を指示した⁸⁾。ロシアはこれを無視し続けた⁹⁾。

こうした一連の裁判所の動きのなか、ロシア外務省は、評議会及び人権条約からの脱退(廃棄)の意向を3月10日に非公式に、3月15日公式に評議会事務総長に伝えた。2022年2月25日評議会の決定機関である閣僚委員会のロシアの代表資格を停止するという決定を差別的な決定であると非難し、これがNATO諸国とEU諸国の策謀であるとして、大陸における共通の人道的・法的空间の破壊、そしてロシアなしでは汎ヨーロッパの座標軸を失うことになる評議会自身への影響について、全責任を負うことになるとロシアは警告したのであった。さらにロシアは欧州の統一に協力していたものの、評議会及び裁判所が偏向したことによって、ロシアの主権そのものが脅かされていることを強調して脱退通告を正当化する一方、脱退によるロシア市民の不安を打ち消すように、人権保障が従前のように保障されること、この保障が国連の各種人権条約によって、つまり国际的にも保障が裏打ちされていること、さらには評議会が策定した開放条約に引き続き止まることや対話の門戸を開いていることを声明して、完全に国际的、さらには欧州の中で法的にもまた政治的にも孤立させるものではないことを強調していたのである¹⁰⁾。脱退・廃棄という選択肢は、評議会及び裁判所

8) Press Release issued by the Registrar of the European Court of Human Rights(1 March 2022)on The European Court grants urgent interim measures in application concerning Russian military operations on Ukrainian territory, ECHR 068 (2022).

9) その後も軍事侵攻が止まないため、そのため4月1日に再度暫定措置が発令されたものの、ロシアはそれを受け止めることはなかった。

10) Foreign Ministry statement on initiating the process of withdrawing from the Council

の態度を非難して、今後大国ロシアへの妥協を探らせる意図したものであろう。

評議会とロシアが袂を分かつ手続として、法的には規程7条にいう自主的脱退、規程8条にいう閣僚委員会による脱退勧奨による脱退、そしてその勧奨が拒否された場合に、同じ8条にいう除名がある。ロシアは、規程7条の自主的脱退を選択した。しかしながら、評議会は、規程7条の適用を排除して、規程8条に基づき即時除名を行った。前述のようなロシアの態度からすれば、評議会側が、ロシアの自主的脱退を排除して、除名と判断したのも妥当な判断であろう。しかしながら、この判断は、直ちにロシアへの人権条約の运用に波及する。すなわち、人権条約58条（廃棄）の適用問題が発生するのである。

その人権条約58条は以下の通りである。

- 1 締約国は、自国が締約国となった日から5年経過した後、かつ、欧州評議会事務総長に宛てた通告に含まれる6か月の予告の後にのみ、この条約を廃棄することができる。欧州評議会事務総長は、これを他の締約国に通知するものとする。
- 2 1の廃棄は、この条約に基づく締約国の義務の違反を構成する可能性がある行為であって廃棄が効力を生ずる日の前に締約国が行っていたいかなるものについても、関係締約国を当該の義務から免除する効果をもつものではない。
- 3 欧州評議会の加盟国でなくなるいざれの締約国も、同一の条件でこの条約の締約国でなくなる。
- 4 条約は、1から3の規定に基づいて、56条によってその適用が宣言されたいざれの地域についても廃棄することができる。

この規定ぶりによると、人権条約の廃棄は、第1項が適用され、評議会の脱退あるいは除名が行われた場合には、第3項が適用されることになる。

of Europe' (15 March 2022) at https://mid.ru/ru/foreign_policy/news/1804379/?lang=ru
(最終閲覧日2025年9月5日)

つまり、ロシアに対する評議会除名決定が閣僚委員会によって行われたことは、この第3項の適用を示唆する。しかしながら、裁判所は、評議会と密接に関連する国際機関であるとはいえ、設立根拠条約が異なり、かつ、政治的機関たる評議会各組織の判断に拘束されることなく、人権条約の法的判断をする権限を持つ唯一の機関である以上、独自の判断をすることは可能である。とりわけ、ロシアは、3月15日付の通知において、評議会の脱退とともに、人権条約の廃棄をも通告していた。したがって、この通告の受け取り方によっては、第1項が適用される可能性もなくはない。

(2) 欧州人権裁判所による欧州人権条約適用終了日判断

1) 閣僚委員会決議に対する欧州人権裁判所決議

裁判所は、ロシアを評議会から除名した閣僚委員会決議 (Resolution CM/Res(2022)2) を受け、この決議の法的帰結の判断が要請された。人権条約の運用については、人権条約32条に基づき、裁判所の管轄権は人権条約の解釈と適用に関するすべての事項、すなわち人権条約58条の解釈にも及ぶと考えられるため、その判断が裁判所に委ねられたのである。この閣僚委員会決議が発せられた同日、裁判所長は裁判所規則9条1項に基づき裁判所長権限で、対ロシアの審理をすべて一時凍結した¹¹⁾。この指示は、裁判所の管轄権を明確にするためであったとされるが、対ロシア訴訟の原告、とりわけウクライナ侵攻に関する国家間申立によってロシアを訴えていたウクライナ政府を不安にさせたことは想像に難くない。

裁判所は、3月21日及び22日の全員法廷を開催し、ロシアを評議会から即時除名した閣僚委員会決議 (Resolution CM/Res(2022)2) によって、人権条約への法的帰結がいかなるものとなるか審議し、次のように判断した。
① 2022年9月16日まで人権条約はロシアに適用される、② その日までに生

11) Press Release issued by the Registrar of the European Court of Human Rights on The European Court of Human Rights decides to suspend the examination of all applications against the Russian Federation (16 March 2022), ECHR 092 (2022).

じた人権侵害については、裁判所は、管轄権を有する、である¹²⁾。この裁判所の決議を受け、閣僚委員会もこの決議を確認した¹³⁾。そもそも閣僚委員会決議は本質的には政治的な決定であり、人権条約の法的役割を明示的に考慮しているものではないが、裁判所の決議でみられる人権条約58条解釈は後述のように異なる意味で政治的決定を行ったともいえる。

2) 欧州人権条約適用終了日：3月16日か9月16日か

人権条約58条は、第1項において、廃棄通告による廃棄が6か月の予告の後にのみ法的効果を生じるとする。他方でそもそも人権条約は評議会加盟国であることが前提の閉鎖条約であることから、評議会加盟国の地位を喪失した場合、自動的に人権条約の締約国でなくなる。第3項は、この人権条約の閉鎖性を確認した規定であるとされており、ここには予告期間が存在する明示的定めはない。したがって、評議会除名の効力は、「同一の条件」で人権条約に直ちに効力を発生させ、人権条約加盟国ではなくなると解釈できる¹⁴⁾。つまり人権条約の締約国の地位は、規程8条に基づく閣僚委員会の定める日に依存することになり、本件の場合3月16日となる。

この点人権条約の概説書では¹⁵⁾、評議会・人権条約の脱退（廃棄）の先例として1969年のギリシャの脱退が紹介されており、本件の考察にも参考となろう。ギリシャは1967年軍事クーデターによって成立した政権が重大な

-
- 12) Resolution of the European Court of Human Rights on the consequences of the cessation of membership of the Russian Federation to the Council of Europe in light of Article 58 of the European Convention on Human Rights (22 March 2022). なお、これによって一時凍結された対ロシアの審理はすべて再開された。
 - 13) Resolution CM/Res (2022) 3 on legal and financial consequences of the cessation of membership of the Russian Federation in the Council of Europe (23 March 2022).
 - 14) Pierre-Henri Imbert, 'Article 65', Louis-Edmond Pettiti, Emmanuel Decaux et Pierre-Henri Imbert (dir.), *La Convention européenne des droits de l'homme, commentaire article par article*, Economica, 1995, p. 944.
 - 15) William A. Schabas, *The European Convention on Human Rights - A Commentary*, OUP, 2015, pp. 941–943. Pierre-Henri Imbert, *op.cit.*

人権侵害を引き起こしていると非難され、閣僚委員会でも代表権の停止・脱退の勧告が審議されていた。そこでギリシャは、この勧告を受ける前に、1969年12月12日に評議会の脱退を通告した。これにより、ギリシャは、規程7条に基づき、1970年12月31日に脱退の効力を発生させた¹⁶⁾。それ故、人権条約の廃棄についても「同一の条件」で効力を発生させるとする現58条3項（旧65条3項）が適用され、同日となるはずである。しかしながら、ギリシャは、同日人権条約の廃棄も通告していた。そのため人権条約の廃棄は現58条（旧65条）1項が適用され、1970年6月13日となったのである¹⁷⁾。裁判所は、人権条約58条3項に基づき「同一の条件」という文言を適用して人権条約の効力を判断するものではなく、ギリシャによる自主的な廃棄通告に基づく人権条約終了日の設定を尊重したのである。

今回のロシアの脱退に対しては、裁判所は、「事務総長が2022年3月15日付で閣僚委員会の議長に、ロシア連邦が同日付で欧州評議会規程に基づき欧州評議会から脱退し、欧州人権条約を廃棄する意図を通告した旨の通知を伝達したことに留意し (noting)」、「議員総会意見や閣僚委員会決定に鑑みて (having regard)」、決議したことを述べていた¹⁸⁾。一見すると、裁判所は、閣僚委員会による除名措置によって人権条約の効果の問題を直ちに論じてはいないようである。かかる文面からすれば、ギリシャの先例と同様に、ロシアの意向、つまり自主的な廃棄通告を尊重したように見える。

3) 欧州人権条約58条3項の「同一の条件」

裁判所決議の文言からすれば、本件の場合も、ギリシャの先例の解釈を踏襲していると思われるが、実際は異なる。ロシアは閣僚委員会による除

16) *Yearbook of the European Convention on Human Rights*, vol.12 (1969), pp. 79–82.

17) *Ibid.*, pp. 82–85.

18) Resolution of the European Court of Human Rights on the consequences of the cessation of membership of the Russian Federation to the Council of Europe in light of Article 58 of the European Convention on Human Rights (22 March 2022).

名措置によって評議会を即時に追われた事実を重視すれば、人権条約58条3項が適用されて、「同一の条件」という文言により人権条約の終了日も閣僚委員会による規程8条に基づく決定によって指定された日（2022年3月16日）になるはずである。にもかかわらず、人権裁判所の決議は、人権条約58条3項を基礎に第1項を併せて読み込んで、人権条約の適用期間を、第1項の6か月の予告期間の文言を適用して、2022年9月16日とした。そもそも人権条約58条3項に言う「同一の条件」という文言を柔軟に解したとしても、これは評議会における機構的統制が及ぶ期間と同様にという意味であって、第3項の措置に第1項の文言を適用させるのはそれを指示する文言がない以上、文言的にはかかる解釈をとることは難しい。

しかしながら、*Fedotova and Others v. Russia* 事件¹⁹⁾において裁判所大法廷は、人権条約58条3項及び裁判所決議に従って、2022年9月16日以前に発生した事案には管轄権を有することを再確認した²⁰⁾。ここでも裁判所は、管轄権に関する判断において、ロシアの人権条約の適用終了がロシアによる廃棄通告によるものではなく、除名措置決定であることを前提としている。そうでありながらも、第1項にいう6か月間の予告期間を適用させて人権条約の終了日を9月16日としたのであるが、その法的論理については説明されてはいない。

実は閣僚委員会事務局は、閣僚委員会決議の翌3月17日に本閣僚委員会決議の法的帰結に関する覚書²¹⁾を閣僚委員会に提出していた。ここに人権条約58条解釈に関する考え方方が示されており、それによると人権条約58条3項の条件は、人権条約58条1項及び2項に基づく条約の廃棄に規定されている条件と同一であるとしていた²²⁾。したがって人権条約58条3項は、評

19) Applications nos. 40792/10, 30538/14 and 43439/14, Judgment [GC] of 17 January 2023.

20) Ibid., para.71.

21) CM (2022) 70, Memorandum prepared by the Secretariat on Consequences of the aggression of the Russian Federation against Ukraine.

22) Ibid., para.34.

議会からの脱退・除名を人権条約の廃棄と同一視しており、いずれの場合も、当該加盟国は廃棄の通告又は脱退・除名の発効日から6か月後に人権条約の締約国でなくなるというのである²³⁾。つまり、人権条約58条3項に定める「同一の条件」の同一とされる先が、第1項と第2項であるとしていた。

事実上裁判所が閣僚委員会事務局の覚書に示された解釈を採用したことになるが、評議会の脱退・除名という政治的機関による政治的判断に影響を受けた解釈のようにも思われる。規程と人権条約を別法体系として認識して、ロシアの評議会脱退通告とは別に、人権条約の廃棄通告の存在を強調すれば、容易にほぼ同じ結論が得られる。しかしながら、あえてそうした判断をとらなかったのは、裁判所も、条約廃棄という選択肢をロシアがとることによって、人権条約違反の責任から回避する手段として利用されることを危惧したからである²⁴⁾。廃棄（脱退）という選択肢が持つ、国際機関への信頼性とその設立目的・基本的価値の維持発展、すなわち裁判所からすれば、欧州公序の憲法的文書であるという人権条約の基本的価値そして裁判所自身の権威と存在意義²⁵⁾に対する攻撃性に正面から対峙したと考えられるのである。

そうであったとしてもなぜ第3項にも、第1項に定める6か月という終了予告期間を適用したのであろうか。そもそも今回の評議会除名という政治的決定によって生じる人権条約のロシアへの適用終了は、必然的に人権条約・裁判所システムの主軸とされる個人申立て制度を毀損する。裁判所は、ロシア市民が国際的な救済の道を閉ざされるという危機的状況をどのように少しでも緩和させるかという問題に対する回答を示さなければならなかつた点には留意が必要である。この点、裁判所の上述のような法的帰結には、

23) Ibid.

24) Speech by Siofra O'Leary, President of the European Court of Human Rights, 27 January 2023.

25) Ibid.

「人権保護の手段としてのこの条約の趣旨及び目的は、締約国の管轄に服する者に対する実際的かつ効果的な保護を確保するようにその規定を解釈し適用することを求めていることを考慮し (considering)」²⁶⁾ たことを明確にしていた。

そもそも規程 8 条に基づき、閣僚委員会は評議会からの除名日を自由に決定できるとはいえ、閣僚委員会の「即時」除名という判断への道筋は異例であったともいえる。たとえ異例であったとしても閣僚委員会という政治的機関においての判断は、その国家にどのような打撃を与えるかという政治的判断である限りでは許容しうる。しかしながら、その政治的判断が直接向けられる人権条約システムに発生する深刻な影響は、除名された国家ではなく、当該国家の行為によって引き起こされた人権侵害の被害者である個人である。国際的な個人の救済の道が突如として閉ざされることは、人権条約そして裁判所システムの安定性・信頼性を揺るがすものとなる。評議会脱退通告の効力発生には、規程 7 条により通告から最低でも 3 か月という猶予期間が定められており、それとの関係においても「即時」除名の影響は計り知れない。そのことが人権条約 58 条 1 項の規定の準用という手法をとる要因であったように思われる²⁷⁾。

(3) 欧州人権裁判所の管轄権と欧州人権条約 58 条 2 項

人権条約の適用終了後も、裁判所は依然として管轄権を持つと決議で述べたが、先例はどのような対応になっているのか。先例となるギリシャの事案において、国家間申立ではあったが²⁸⁾、當時欧州人権委員会（第 11 議定

26) Resolution of the European Court of Human Rights on the consequences of the cessation of membership of the Russian Federation to the Council of Europe in light of Article 58 of the European Convention on Human Rights (22 March 2022).

27) しかしながら、終了日を 9 月 16 日とする解釈は、閉鎖条約の性格を持つ人権条約において、6 か月という猶予期間ではあれ、本来締約国とはなれない国家が存在することとなり、その意味での奇妙さは残る。

28) ギリシャの脱退問題が生じたときには、ギリシャは個人申立権を認めておらず、1985 年

書発効前)は、受理可能であるといったんは判断したもの(管轄権の認容)²⁹⁾、ギリシャの軍事政権によって創り出された状況に鑑みて、十分な機能を果たせないとして、審理中断をしていた(実際の管轄権行使の停止)³⁰⁾。ロシアの場合も、裁判所は、ロシアが人権条約締約国でなくなった後も審理を継続する選択をした。ロシアの協力が得られない中ではあるが、当時と全く状況が異なる点は、人権条約システムは第11議定書の発効によって個人申立権を認めているところであり、事実裁判所には当時ロシアを被告国とする約1万7千件の事件が係属中であった³¹⁾。これらの事案を、ギリシャの例にならって、ロシアの協力拒否を理由に審理停止をすることは、この申立を行った数万人のロシア市民の声を無視することであり、国際人権保障システムの中でも最も先進性と実効性そして信頼性を備えたシステムと評される裁判所の自殺行為に等しいものといえるかもしれない。

裁判所は、*Fedotova and Others v. Russia* 事件でも、改めて係属中の対ロシアの事案に裁判所が管轄権を有するかどうか判断することとなり、上述の裁判所の判断が再確認された。当該事案の裁判所大法廷は、管轄権の有無の判断には、職権によっても審理する義務がある³²⁾ことを確認した³³⁾。その上で、人権条約58条2項が、人権条約の締約国でなくなった日前にその国が行つたいかなる行為についても、人権条約に基づく義務から免除されないことが定められていることを確認し、かつ、人権条約58条3項及び裁判所決議に従って、2022年9月16日以前に発生した事案には、管轄権を

まで待たなければならなかった。

29) Denmark, Norway and Sweden v. Greece, Application no.4448/70, Decision of the Commission as to the Admissibility of Application no. 4448/70 on 26 May 1970.

30) Report of the Commission on the Present State of the Proceedings on 5 October 1970 of the Commission Denmark, Norway and Sweden v. Greece, Application no.4448/70.

31) さらに裁判所は、2022年9月16日までに発生したロシアの行為に関する申立を受領するとしており、この数はさらに増加する見込みである。

32) See, Mocanu and Others v. Romania, Application nos. 10865/09, 45886/07 and 32431/08, Judgment [GC] of 17 September 2014, para. 201.

33) Fedotova case, para.69.

有することを再確認した³⁴⁾。

そうであるならば、裁判所は、2022年9月16日までに生じた人権侵害について裁判所管轄権を有することの根拠は法的根拠をどこに求めていたのか。この点は、人権条約の趣旨目的に照らして判断することによって回答を導き出せるように思われる。しかしながら、人権条約58条2項は、人権条約58条1項の廃棄通告によってもなお廃棄前の行為についての責任は残るという法的効果を改めて確認する規定である。とするならば、評議会の脱退又は除名に伴う人権条約の法的効果を示した人権条約58条3項にその第2項をからしめないと解釈した場合、第3項に該当する事態の場合には第2項の義務内容を免責されると受け取られかねない。これは、上述のように人権条約の実効性を確保する観点からも認められない。とすれば第3項の「同一の条件」という文言によって第2項を第3項に関連させるという判断も成り立つ。それによって人条約上の義務、実体規定の義務の継続的確保のみならず、手続規定である裁判所の管轄権をも認める手続的保障をしておこうとしたものといえる。このことは先述の閣僚委員会事務局の覚書が示した論理から垣間見えるのである。

なお、Kanstantsin Dzehtsiarov らは、「同一の条件」という文言は、第2項にのみかかるという立場を採る。その根拠として、正文である仏語文によれば、「Sous la même réserve」であり、「条件」に対応した語 (réserve) が英語正文のように複数形ではなく、単数形であるという点に注目し、これによって「同一の条件」とは人権条約58条2項にのみ指示しているというのである³⁵⁾。しかしながら、この解釈を採用するのは難しい。かかる文言解釈を採用するのであれば、「2の条件に従って」といったように他の条文に見られるような具体的な指示をする定めを持つはずであり、何よりも

34) なお、58条2項と3項が結びつくことについては、後に検討する。

35) Ed Bates, Kanstantsin Dzehtsiarov and Andrew Forde, *Russia, the Council of Europe and the European Convention on Human Rights: A Troubled Membership and Its Legacy*, Bristol University Press, 2025, pp. 198–199.

人権条約58条は、第2項には「1の廃棄は」、そして第4項には「1から3の規定に従って」といったように前項を指示する文言を持っているのである。

裁判所は、上述のように「同一の条件」に対する解釈について従来示された学説とは異なる立場を採用したが、この点の補強としては、裁判所は、Yelena Ivanovna Pivkina and others v. Russia 事件³⁶⁾において米州人権裁判所の先例を2件あげて説明している。一つは、Ivcher-Bronstein v. Peru (competence) 事件判決³⁷⁾である。米州人権裁判所は、「裁判所の拘束力のある管轄権の受諾は、米州人権条約第62条第1項〔管轄権受諾宣言〕に明示的に規定されているものを除き、いかなる制限も課されない鉄壁の条項である」(para.36)とし、米州人権条約の各規定の遵守とその効果の保証に関する原則は、「人権条約の実体規定（すなわち、保護される権利に関する条項）だけでなく、裁判所の係争管轄権の承認に関する規定のような手続規定にも適用される」(para.37)としたことを引用している³⁸⁾。

またもう一つは、「米州人権条約及び米州機構憲章の廃棄並びに国家の人権義務への影響に関する勧告的意見 OC-26/20」である。廃棄の発効前に行われた米州人権条約違反に関する請願の審理を継続する権限を有することを確認し、個別請願制度の枠組みにおいて、米州人権条約を廃棄した国が行った違法行為について、廃棄が効力を生じた後であっても、(i) 廃棄の発効日以前及びその日までの作為または不作為、(ii) 廃棄の発効日前に開始された継続的な性質の行為（例えば、強制失踪の場合）、または(iii) 廃棄の発効前に行われた行為の「継続的または明白な」効果について審査することができること、を示したことを見ていた³⁹⁾。

こうした国際裁判所の先例を引用しながら、人権条約の実体条項と手続条項の適用範囲に関する裁判所の自らの判断を正当化し、人権条約効力終

36) Application no. 2134/23, Decision of 6 June 2023.

37) Judgment of 24 September 1999, Series C No. 54.

38) Application no. 2134/23, Decision of 6 June 2023, para.28.

39) Ibid., para.29.

了前に発生した人権条約違反行為を効力終了後に裁判所に提訴された申立を受理不能であるとは判断しなかったのである。

こうして裁判所は、人権条約効力終了後も人権条約効力終了前の事案に対する自らの管轄権を認める、いわゆる「残余管轄権」について⁴⁰⁾、前述のように米州人権条約が欧州人権条約58条1項及び2項と同様の規定を有していることを前提に国際的に確立したものとしたのである。裁判所は、自らの管轄権の根拠を人権条約58条2項に求めたことを正当化したのである。厳密に言えば、米州人権裁判所の事案はいずれも廃棄通告に関する事案を扱ったものであって、本件で検討したような除名措置に関するものではない。ただ、米州人権条約も米州機構加盟国のみに開かれた閉鎖条約ではあることから、先例として引用されたものといえるし、こうした形式的な点よりも、米州人権裁判所に示された、条約の趣旨及び目的を重視した実効性原則に基づく解釈を、手続き項、つまり裁判所の管轄権に関しても求めた点を強調しているといえよう。

(4) いわゆる「残余管轄権」下における国籍裁判官の処遇

以上のように裁判所の管轄権が人権条約効力終了後も認められたとしても、なお問題が残されている。国際裁判所制度においては一般に求められるいわゆる国籍裁判官の存在である。この国籍裁判官の存在は、当該被告国の国内法をよく知る者が裁判官席にいることが、当該国内法の問題に関して十分な明確性と説明を法廷内で行うことを可能にする。とりわけ人権問題は実際に国内法が適用されて生じたものであるため、この国籍裁判官の存在は、判決の信頼性にも結びつく。したがって、ロシアへの人権条約効力終了後、ロシア選出の裁判官の処遇はいかなることになるのかが問題となる。これは、ロシアがロシア選出の裁判官に欠席を強要して、対ロシアの審理を止めさせるという裁判所システムの機能麻痺を狙った戦術への

40) Speech by Siobhán O'Leary, op.cit.

対応にもかかわる。

この点裁判所は、裁判所規則20条に基づき、2022年9月5日全員法廷を開き、人権条約20条及び22条に基づきロシア選出の裁判官の職務を、ロシアが人権条約加盟国の地位を喪失する9月16日をもって停止すると決議していた⁴¹⁾。裁判官は人権条約締約国から選ばれた候補者3名から議員総会の選挙で選出されるが（人権条約22条）、その前提となる締約国の地位をロシアが喪失した以上、人権条約締約国数と同数となる裁判官構成を求める人権条約20条により、ロシア選出の裁判官の地位も当然に終了するというわけである。かかる状況下で問題となるのは、係属中の審理やその後付託された申立に対して、人権条約26条4項にいう通例では法廷の構成員として含まれるいわゆる国籍裁判官を確保すべきかどうかである。

先例となる De Wilde, Ooms and Versyp (“Vagrancy”) v. Belgium(Merits)事件⁴²⁾では、ギリシャの評議会脱退に際して、当該脱退が有効となった日（1970年12月31日）以降、ギリシャ選出の裁判官は審理に出席しないという判断がされていた⁴³⁾。ただこの事件の場合は国籍裁判官の問題は発生していなかった。ところがロシア選出の裁判官 Mikhail Lobov は、人権条約26条4項上国籍裁判官として出席が要請される対ロシアの申立の審理に際して、つまり当時係属中の Fedotova and Others v. Russia 事件⁴⁴⁾には、人権条約23条2項、26条4項及び5項に基づいて、9月16日以降も引き続き審理に加わることが許容され⁴⁵⁾、事実 Lobov 判事は多数意見に反対する意見を表

41) Resolution of the European Court of Human Rights, at https://www.echr.coe.int/documents/d/echr/Resolution_ECHR_ce... (最終閲覧日 2025年9月5日)

42) Application nos. 2832/66, 2835/66, 2899/66, Judgment of 18 June 1971, Series A no. 12, para.11.

43) Ibid. なお、既に述べたが、この日は、評議会脱退効力発生日であって、人権条約廃棄効力発生日ではない。

44) Applications nos. 40792/10, 30538/14 and 43439/14 [GC]. Judgment of 17 January 2023.

45) Ibid., para.23. こうした措置について、Alena Poláčková 判事は反対意見で厳しく批判している。

明している。裁判所は、人権条約規定上は国籍裁判官の地位は当該国家の加盟国の地位を喪失した時点で喪失するとしても、裁判所の事実調査や公平性を担保するために、国籍裁判官の出席を希望していたと思われる。だとすれば、国籍裁判官の職務を停止すると判断した2022年9月5日の裁判所決議そのものに疑義が生じる。人権条約20条及び22条によって地位を喪失するとしても、既に審理中の事案には引き続き職務を遂行する旨の23条4項を用いて審理に参加させるのであれば、他の継続する事案においても継続させること、つまり仮に任期を全うできないと判断したとしても、審理係属中事案が終了するまでは職務の地位に存続させるという判断があつてしかるべきであろう。そのロシア選出の裁判官 Lobov は、2022年1月2日に就任したばかりであって、9年の任期つまり2030年末まで任期がある（人権条約23条1項）。よって Lobov 裁判官が辞任しないかぎり、係属する対ロシアの申立の審理が終了するまで、もしくは裁判所のいわゆる「残余管轄権」が残るまでといった対応が行われてもおかしくはない。しかしながら、そのような判断を裁判所自らが行わなかつた。にもかかわらず、Fedotova and Others v. Russia 事件大法廷は出席を認めたのである。ここに裁判所における人権条約上の解釈の一貫性に疑問が生じる。

とはいえ、Lobov 裁判官が退任したその後には人権条約26条4項に基づくロシアから提出された現職裁判官が事故ある時の臨時裁判官名簿も有効性を失った状況下にある⁴⁶⁾ という訴訟手続上の問題も発生した。その解決のため、裁判所は、2022年11月8日付の裁判部長名の書簡によって、ロシアに関する案件は、裁判所規則29条第2項(b)を類推適用して、現任の他の裁判所裁判官の中からアドホック裁判官を任命して、訴訟の継続を行うこ

46) See, Kutayev v. Russia, Application no. 17912/15, Judgment of 24 January 2023, para.7. というのも、Ecodefence and Others v. Russia 事件（Applications nos. 9988/13 and 60 others）において、2022年5月の開廷に向けてではあるが（ロシアの人権条約適用期間内）、Lobov 判事が審理を辞退したことを受け、政府が臨時判事として適格と指定した3名のうち誰も、裁判長の要請に応じず裁判所に出席しなかつたことから、キプロス選出の判事を任命した。事実上名簿も有効に機能していないことがうかがわれる。

ととし、以降こうした実行が行われたのである⁴⁷⁾。裁判所は、ロシアに対する管轄権を確認し、手続的な整備を行ってきたが、その実際的解釈そして運用には未だ残された問題があることがわかる。

3. 欧州評議会除名後のロシアの態度

裁判所の機能の実効性確保において困難なことは、脱退通告時の声明とは異なり、ロシアが除名後評議会及び裁判所と交流する意図がない態度を示していた点である。事実3月16日以降、ロシアは、裁判所及び閣僚委員会における度々の出席要請にもかかわらず出席していない⁴⁸⁾。

ロシアが裁判所の審理に出廷しない態度をとり続けていることは、裁判所の判決の信頼性を低下させる危険性をはらむものであって、それを狙っていることは間違いない。そもそも国際裁判所の審理の事実認定においては、政府側の協力が不可欠であり、立証責任の分担も政府側が審理に対して協力義務を果たすことを前提とした論理である。とはいえ欠席戦術による国際裁判所の合法性・信頼性への攻撃は、これまで存在した。これに対して国際裁判所は、欠席裁判においても訴訟を継続して審理し判決を出し

47) Press Release issued by the Registrar of the Court(03 February 2023).Latest rulings by the European Court set out the procedure for future processing of applications against Russia, ECHR 036 (2023). 2022年11月8日付裁判所書簡にこの事案を扱った裁判部長によるこの判断が記載され、この判断は裁判所が引き続き管轄権を有する当該国に対する他の申立についても、同様の対応が予定されている旨記載されており、当然ロシアに対しても通知されたが、同年11月22日までの回答期限までには意見を寄せなかつたとされる。see, Kutayev v. Russia, Application no. 17912/15, Judgment of 24 January 2023, paras.8-9.

48) ロシアは、自らが申立人となった国家間申立(Russia v. Ukraine, Application no. 36958/21)にも2022年4月19日に裁判所の要請に基づいて書簡等で応えた以降(Decision of 18 July 2023, para.14)、ad hoc裁判官の任命等の裁判所からの書簡や、また「申立を続行する意思があるか否か」の意思確認にも回答しなかつた(ibid., paras.6, 15, 16, 17, 21 and 25)。このように裁判所は、ロシアの権利を制限せず、引き続き審理を継続するという明確なシグナルを出し続けたが、結局「ロシア政府はもはや申立を続行する意思がないものとみなすべき」(ibid., para.25)として総件名簿から削除された。

てきた。ただ、政府側不在という欠席裁判の状況下、さらには国内法事情をよく知る国籍裁判官が存在しない中では、裁判所は事実関係を検証するためには状況評価に頼らざるを得ない。したがって、事実の立証につき、事実の信憑性の低下は避けられず、誤判を招来させる危険性は残る。とはいえ、ロシアに対する係属中の申立のうち約12,000件（全申立の72%）は、裁判所の判例が既に確立している法的問題を提起しており⁴⁹⁾、大半が国内の構造的な問題を抱えたクローン事案や受理不能事案であるとされる。このことから、問題となる事実は、既存の慣行または周知の事実に関するものであるため、疑義が生じる可能性は低いと予測させる。無論重要な事案が存在しないわけではない。ロシアの欠席戦術が裁判所の信頼性に対する攻撃である以上、裁判所も、国連など国際機関や他の条約実施機関の手続を活用しながら、慎重に審査することになろう。

次に問題となるのは、いったん判決が下されたとしても、それを国内的に執行できなければ完全な被害者救済とはならない点である。そもそも裁判所が示した人権条約終了日（2022年9月16日）はロシアの廃棄通告が有効であった場合とほぼ同じ（9月15日）である。少なくともロシアは廃棄通告が有効となる日までは人権条約上は当該条約各規定に拘束されることは想定していたはずである。しかしながら除名措置とそれに伴う人権条約終了に対する裁判所・閣僚委員会の判断には不満を持っていたと思われる。そもそもこれまで裁判所が「西側政治家の手に渡って我が国に対する政治闘争の手段と化した」とされ、裁判所判決の一部は「ロシア憲法、我々の価値観、伝統に直接反する」との立場を示していた⁵⁰⁾。その後ロシア議会Dumaは、裁判所判決のロシア国内に及ぼす影響を実質的に排除するため、2022年6月7日、除名日まで遡って裁判所の管轄を排除する旨、もう一つは、3月15日（廃棄通告日）以降の裁判所判決は執行されない旨を定めた2

49) Press Release issued by the Registrar of the Court, ECHR 036 (2023).

50) <https://www.rferl.org/a/russian-duma-votes-to-quit-european-court-human-rights/31887853.html> (最終閲覧日2025年9月5日)

つの法案をほぼ全会一致で採択した⁵¹⁾。

その議論の過程で最も批判された裁判所判決の一つが、LGBT の法的地位の保障である。Fedotova and Others v. Russia 事件判決は2023年1月に出され、同性カップルに対するロシアの人権条約8条違反を認定したが、その後2023年11月30日にロシア法務省の申請を受けロシア最高裁判所が、「国際的な公的 LGBT 運動」を「過激派」と認定し、あらゆる公的 LGBTI 関連活動を事実上非合法化する判決を下した⁵²⁾。このようにロシア法秩序や憲法規範・基盤に関わる分野での抵抗が根強く残っていることがわかる。当時懸念されていたロシア国内における人権侵害の被害者の救済の道が閉ざされる危険性が現実化したものといえる。

4. まとめにかえて

人権保障に関わる国際機関である「欧州評議会は、共産主義の抑圧から解放されたヨーロッパの民主主義国家を、平等な立場で、かつ恒久的な枠組みの中で受け入れることができる、ヨーロッパにおける卓越した政治機関である。そのため、これらの国々の欧州評議会への加盟は、我々の組織の価値観に基づくヨーロッパ建設の過程において、中心的な要素となる。」として、欧州評議会は、「広大な民主主義的安全保障圏」(a vast area of democratic security)⁵³⁾を構築しようと位置づけた。他方で、その欧州評議会への「加盟は、申請国が自国の制度と法制度を、民主主義、法の支配、そして人権尊重という基本原則に適合させていることを前提とする」。その一翼を担うものが、欧州人権条約であり、それによって設立された欧州人権裁判所であった。

51) <http://duma.gov.ru/en/news/54515> (最終閲覧日2025年9月5日)。佐藤史人「ヨーロッパ人権裁判所とロシアの関係——その限界と『遺産』」人権判例報8号 (2024年) 13-14頁。

52) <https://www.bbc.com/japanese/video-67586334> (最終閲覧日2025年9月5日)

53) Declaration of the Council of Europe's First Summit (Vienna, 9 October 1993)

ウクライナ侵攻という欧州秩序の危機、欧州評議会からすれば欧州評議会の基本的価値の重大な侵害という行為を行った大国ロシアという相手に、国際機関がどのように対峙するかが問われた。欧州評議会の基本的価値の重大な侵害と脱退という手段をもって、さらには欧州人権条約の廃棄という手段によって、ロシアは欧州評議会及び欧州人権裁判所という国際機関に対して、その根底目掛けて揺さぶりをかけた。かかる加盟国の手段に対抗して、国際機関が根拠とする既存の設立文書やこれまでの培ってきた実行・規則の範囲内で政治的・法的にいかに対峙していくかが問われた事案であった。ただ欧州人権裁判所によって整備された手続そして管轄権の拡張は、その法的論理には本稿で示したように未だ整理すべき課題があるようと思われる。このことは、「国際裁判所は苦難の時代を迎えているようだ」⁵⁴⁾と表される今日において、個別の裁判において「欧州人権裁判所は政治化された裁判所であり、介入主義的であり、私たちが適正手続と認めるような手続を必ずしも踏んでいない」⁵⁵⁾と表される不満を刺激して、単なる個別事案の不満から他の締約国の欧州人権条約廃棄への道に昇華させる危険性をはらむ。

とはいっても、以上のように法的整理を欧州人権裁判所が示したことは、欧州人権条約に対して加盟国が遵守すべき義務内容を明確化するものであった。このように欧州人権条約上の義務を再確認し、強調したとしても、いったん欧州人権裁判所の偏向性・主権侵害を主張して欧州人権条約の廃棄を決めたロシアが、欧州人権裁判所の協力的になるとは思われない。ロシアの欠席戦術は想定内であり、欧州人権裁判所は、被告政府不在のまま審理するための手続き上の問題を整理・再確認して、ロシアに関する訴訟審理

54) Nico Krisch, 'The Backlash against International Courts', *Verfassungsblog*, 16 December 2016, at <http://verfassungsblog.de/backlash-international-courts-2/> (最終閲覧日2025年9月5日)

55) 'European Court at Odds with British Values, Says Suella Braverman' (BBC News, 10 March 2023) at <https://www.bbc.com/news/uk-politics-64907772> (最終閲覧日2025年9月5日)

を進めた。欧州人権裁判所が、その困難を乗り越えて判決を下す態度を示すことによって、実際上の救済を得ることは困難であっても被害者である個人に対して国際的救済の道が開かれていること、また救済のための証拠を国際的に提示することの意義を指し示したと言える。これによって、欧州人権裁判所は、「ヨーロッパの良心」として効果的に機能する期待に応え、ロシアによるウクライナ侵攻終了後の司法的処理において、時間の経過によって困難となる確実な情報（人権侵害の事実と救済の必要性）をできる限り担保し、十分な情報を提供する役割を多少なりとも担おうとする態度が垣間見える。

欧州人権裁判所の努力は、欧州人権条約の廃棄を決めた国家の国際的地位の低下を決定的なもの、そして永続させるものとなるであろう。欧州人権裁判所は、上述のように欧州人権条約の基本的性格・欧州公序の憲法的文書を維持し続ける態度をとることによって、欧州人権条約の廃棄に伴うリスクが大きいことを明確に示したともいえる。脱退したロシアの国際的地位の低下を明確に指し示すことによって、欧州人権裁判所の判決に対して不満を抱える加盟国、とりわけ民主化への移行期をある程度達成した国家による欧州人権条約廃棄の道を選択するというリスクを阻止しようとしていると考えられるのである。